

令和 5 年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業

深掘レポート(第 3 回) : EU の人権・環境政策



Eurovision & Associates

2025 年 3 月

目次

1	はじめに	1
2	グリーンファイナンスの促進	1
3	持続可能なファイナンスパッケージ	2
3.1	EU タクソミー	4
3.1.1	企業の経済活動とタクソミーの整合性開示	1
3.1.2	農業部門への影響	2
3.2	非財務報告指令（NFRD）	3
3.2.1	非財務情報の掲載内容	3
3.3	企業サステナビリティ報告指令（CSRD）	5
3.3.1	NFRDとCSRDの違い	6
3.3.2	CSRD 適用免除に関する規定	7
3.3.3	欧州持続可能性報告基準（ESRS）	9
3.4	企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）	10
3.4.1	CSDDD で定められている企業の責任	11
3.4.2	CSDDD の対象企業	12
3.4.3	CSDDD におけるデュー・デリジェンスの対象となる人権と環境保全の内容	13
3.5	CSRD と CSDDD の類似点と相違点	15
3.5.1	目的の違い	16
3.5.2	情報開示方法の違い	16
3.5.3	適用範囲の違い	17
4	CSDR と CSDDD に関連する EU 規則	18
4.1	強制労働に関する規則	18
4.1.1	管轄当局による調査と管轄当局による不遵守製品に対する対応	18
4.2	森林減少の防止に関する規則（EUDR）	18
4.2.1	事業者と取引業者の義務	19
4.2.2	デュー・デリジェンスの内容	20
5	結びに代えて	21

1 はじめに

EU では、近年、持続可能な社会への転換を目指した環境・社会分野の様々な取り組みが行われている。中でも、特筆すべきは、企業によるこうした分野の活動に関する情報開示の促進に向けた規制化が急速に進められてきたことである。この企業による情報開示の対象は、主に、環境や労働者の人権、企業統治に関する取り組みである。企業による環境、社会、ガバナンス（ESG）の情報開示を義務付けることで、投資家やステークホルダーが持続可能性の観点からの意思決定を行えるようにする狙いがある。特に、企業活動の資金源を提供する投資家に、こうした取り組みを行う企業への投資を促すことである。

ところが、2024 年 12 月に新欧州委員会が発足して以降、競争力強化の見地から上述のような情報開示の促進に向けた規制対応コストを削減するため、現行規制を簡素化しようという動きが表面化し、2025 年 2 月には従来の規制の修正案（オムニバス法案）が提出された。

本レポートは、EU 域内で事業活動を行う日本企業による理解促進及び対応に資することを目的として、EU による①こうした環境や人権に関する企業情報開示とそれに関する規制化の取り組みに加え、②新欧州委員会発足以降に急激に高まっているこの見直しを求める動きを解説する。

2 グリーンファイナンスの促進¹

2050 年までのネットゼロ排出(気候中立)目標や 2030 年の温室効果ガス（GHG）の削減目標の達成に向けて、EU は、グリーンな投資を促進するための多くの取り組みを検討している。具体的には、以下の 3 つの取組を特に進めている。

1. 民間部門による投資を重要な要素の一つとして、コーポレートガバナンスや金融システムに環境や社会への配慮を組み込むことで、持続可能な投資を強化する取り組みがある。その中心となるのが、①環境分野の持続可能な活動の分類を標準化する「EU タクソノミー規則」に加え、②非財務活動報告指令（NFRD）を改正し、より詳細な持続可能性の開示を通じて透明性を高める「企業の持続可能性報告指令（CSRD）」である。

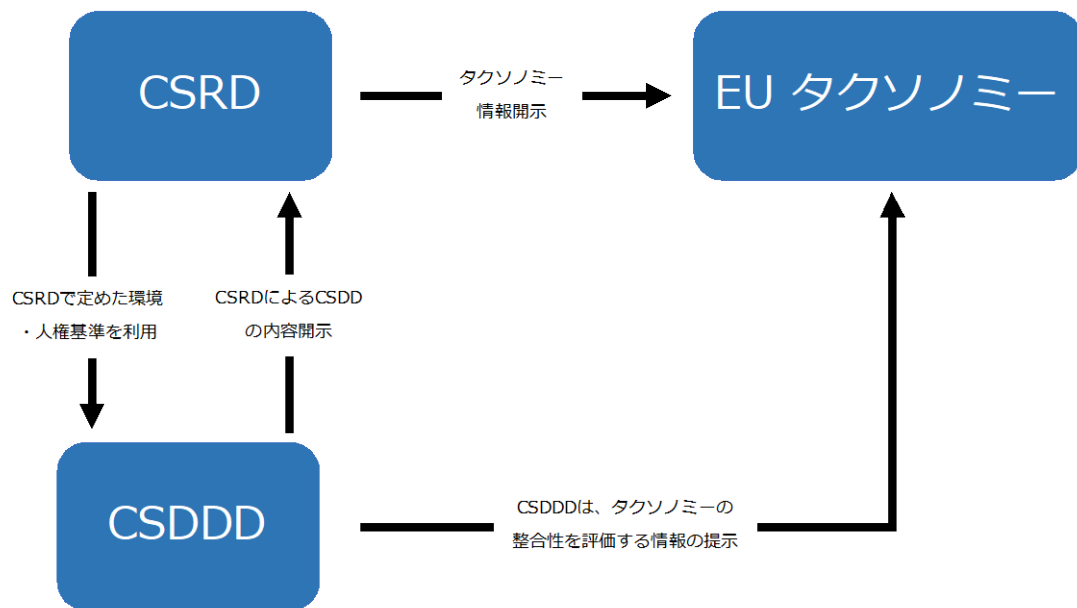
2. EU 域内の投資事業者などの金融機関の活動を規定する²EU 枠組み（EU Prudential Framework）に、気候や環境リスクに関する規定を追加する取り組みがある。そして、金融機関の投資などのリスク基準を定める EU の資本要件規則³（Capital Requirement Regulation）が、グリーン投資を十分に考慮しているかを評価し、その結果をもとに自然災害への対応力を強化することを目指している。

3. 企業によるデューデリジェンスを通じた環境・社会的リスクの特定とリスク低減措置を規定する「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）」にも注力している。これらの取り組みは、長期的な持続可能性、金融安定性、経済成長を総合的に促進するとみられている。

¹ https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:b828d165-1c22-11ea-8c1f-01aa75ed71a1.0002.02/DOC_1&format=PDF

² https://finance.ec.europa.eu/capital-markets-union-and-financial-markets/financial-markets/prudential-rules-investment-firms_en

³ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=LEGISSUM:240406_2



2.1 厳格な企業社会的責任に関する規則の緩和

このように EU は、企業の持続可能性に対する責任について厳格な規制化を推進し、CSRD や CSDDD を通じて、透明性と説明責任の強化を図ってきた。CSRD では、「ダブルマテリアリティ（二重の重要性）」の概念を重視し、企業に対し、①財務的リスクだけでなく、②社会や環境への影響を評価し報告することを求めている。また、CSDDD によって、企業は事業活動やサプライチェーン全体における人権・環境への悪影響を特定、予防、軽減することが義務付けられている。

しかしながら、2024 年 12 月の新欧州委員会の発足に伴い、こうした規制強化の動きは見直されつつある。具体的には、①新欧州委員会は、持続可能性報告の要件を簡素化し、特に中小企業の行政負担（規制対応に伴うコスト）を軽減することで、企業がビジネスに集中できる環境を整えることを目指している。②また、エネルギー価格の高騰や貿易摩擦などによる経済的圧力の高まりを考慮し、企業の競争力強化とグローバル市場への適応力向上を図る方針としている。

欧州委員会は、上記①と②の問題に対する広範な利害関係者の意見を踏まえ、「透明性と実行可能性のバランス」をとるためのオムニバス法案を 2025 年 2 月末に提案した。同改正案では、欧州委員会によれば、特に小規模企業の負担軽減を図る一方、CSRD および CSDDD の基本的な政策目標である持続可能性の推進と企業の説明責任の強化を損なうことなく、より実行可能な制度の実現を目指すものとなっている。なお、オムニバス法案は、今後、EU 加盟国（EU 理事会）と欧州議会との協議を経ることとなり、現時点では修正案に過ぎない。

3 持続可能なファイナンスパッケージ

投資家が長期的に持続可能な経済活動を行う事業者に投資を促す持続可能なファイナンスの取り組みを EU 域内で広めるにあたり⁴、EU は、環境・社会・ガバナンス（ESG）の 3 つの側面からこの持続可能な企業活動を定義している。企業の経済活動が、様々な環境問題や気候変動、生物多様性に関する目標や人権などの社会的リスクに及ぼす影響についての情報開示とそれらのリスク低減措置に関する情報の透明性確保を促そうという取り組みである。

⁴ https://finance.ec.europa.eu/sustainable-finance/overview-sustainable-finance_en#the-eu-sustainable-finance-framework

欧州委員会が 2023 年 6 月に発表した持続可能なファイナンスパッケージは、こうした企業活動に関する情報開示を規制化することにより、持続可能性へ移行するプロジェクトやその関連技術に向けた企業の資金調達を促進することとしている⁵。同パッケージに含まれている内容は以下の通り⁶。

持続可能な金融枠組み
- 企業や団体は、今後、それぞれの経済・金融活動に関する情報開示を進める。タクソミーや ESG に関する EU 規制により、企業はさまざまな情報を開示し、投資家は、これらの情報に基づき、持続可能な企業活動を行う事業者へ投資できる。 - 金融機関は、中小企業（SME）のキャパシティ不足による開示情報量の制約を考慮した上で、比例性の原則に基づき、これらの企業による持続可能な企業活動への移行に向けた資金調達支援を各支援対象企業それぞれの事情を考慮した形で実施する。
移行ファイナンス
- 移行ファイナンスとは、持続可能性への移行に向けて必要な経済活動やこれらの移行に必要な技術開発活動を対象とした資金供給を指す。 - これらの投資は、持続可能性への移行に関して、すでに、高い実績を発揮している企業、もしくは明確な持続可能性目標を持つ企業を対象とする。 - 移行ファイナンスは、タクソミーに基づいており、最長で 5 年（特定の場合 10 年）の移行猶予を設け、その間に移行資金を調達できる。これは、移行期間中、企業は、欧州グリーン株などを用いて資金調達を行い、環境技術へ投資を行う。 - 移行期間中に、企業の収入源を従来の非持続可能な企業活動から持続可能な企業活動に移行させ、企業の収入をタクソミー要件に沿ったものとする。
タクソミー
- 持続可能な経済活動かどうかの分類を行う基準を設定する。 - 対象の産業部門におけるネットゼロ製造などに資する環境移行技術への投資を促進する。 - タクソミーは、規制や技術の進展に基づき更新されながら、EU における持続可能な投資を促進。EU タクソミー規則に定められた 6 つの環境目標(後述)全てに沿って、より多くの部門や経済活動を含むよう拡大予定。 - 企業規模に基づき段階的に導入する。 - 企業は、持続可能性への移行計画の指針として、また持続可能性に向けた資金調達のために、株式上場中小企業 SME は、自主的にタクソミーを利用することができる。
企業の ESG やクレジットに関する評価
- 企業の ESG 実施の評価は、投資家による持続可能な企業への投資をより確実にする。 - 欧州委員会は、企業の ESG 実施の評価方法や目的、データ利用、ESG 関連の具体的なリスク低減や防止に関する EU 規則を制定する。（2024 年 12 月に規則（EU）2024/3005 として制定済み）
欧州持続可能な報告基準
- 世界的な基準に沿った企業の持続可能な経済活動の情報開示基準を設定する。 - 株式上場 SME に対して情報開示に関する特別措置を制定する。 - 非株式上場 SME に対して法的拘束力のない持続可能な報告要件を制定する。

⁵ https://finance.ec.europa.eu/publications/sustainable-finance-package-2023_en

⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52023DC0317>

3.1 EU タクソミー

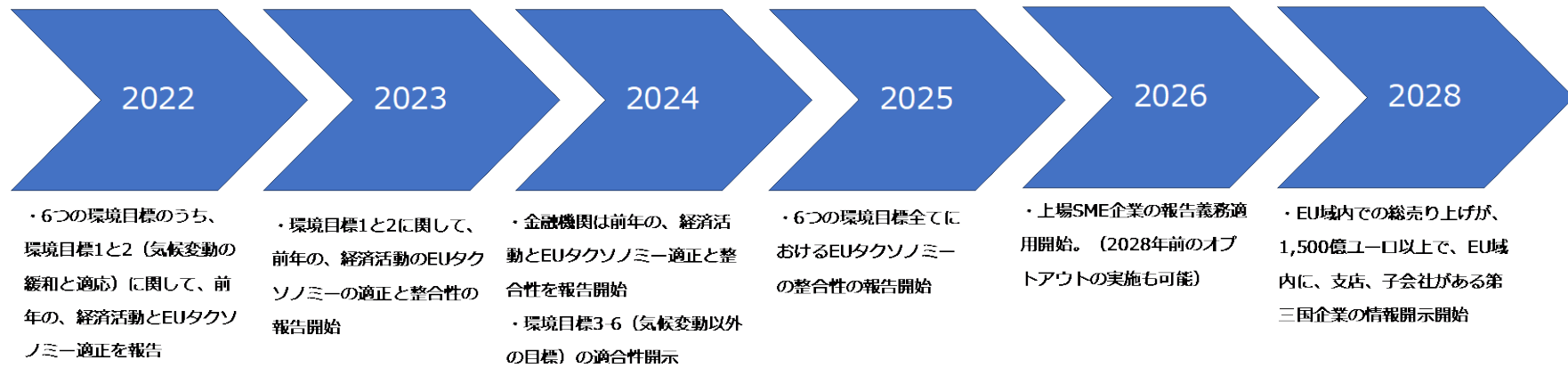
2020 年に制定された、EU タクソミー（規則（EU）2020/852）は、環境分野の持続可能な経済活動を分類するためのものである。この分類は、投資家に対して事業者の持続可能な経済活動を開示し、持続不可能な活動を行う事業者への投資の削減を行う一方、持続可能な経済活動を行う事業者への投資を促進するために利用される。同規則では、対象セクター毎⁷の事業者による経済活動が、環境に対して持続可能であるかどうかを判断するために 6 つの環境目標と 4 つの基準を定めている⁸。企業による経済活動が、以下の目標に整合していることが証明された場合、その経済活動は、EU タクソミーに整合した持続可能な経済活動であるとみなされる。タクソミーは、2028 年までに段階的に導入することとしている。

6 つの環境目標
1. 気候変動の緩和 2. 気候変動への適応 3. 水と海洋資源の持続可能な利用と保護 4. 循環型経済への移行 5. 汚染防止と管理 6. 生物多様性と生態系の保護と回復
4 つの基準
1. 上述の 1 つ以上の環境目標に実質的に貢献する。 2. 上述の環境目標のいずれかを著しく損なわない。 3. 規制で定められた最低限の保護措置を実施する 4. 規則に従って欧州委員会が設定した技術的スクリーニング基準に適合している。
対象部門
宿泊、娯楽、建設・不動産、災害リスクマネジメント、教育、エネルギー、環境、金融・保険、森林、公衆衛生、情報・通信、製造、学術・技術、サービス、輸送、上下水道、廃棄物管理

⁷ <https://ec.europa.eu/sustainable-finance-taxonomy/sectors>

⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020R0852>

タクソノミーの適用タイムライン⁹



⁹ <https://www.lucanet.com/en/blog/esg/eu-taxonomy-10-10-2023/>

3.1.1 企業の経済活動とタクソミーの適格性開示

規則（EU）2020/852 の第 8 条では、非財務活動報告指令 2013/34/EU（NFDR）の対象となる企業に対して、これらの企業の経済活動が、どの程度 EU タクソミーに沿ったものとなっているのかを公表することが規定されている¹⁰。この公表にあたって、企業は、主に、以下 4 つのステップを踏むこととなる¹¹¹²。



STEP1: 経済活動の特定
- 評価対象企業の事業活動の中から、「EU タクソミー適格」とみなされる活動を特定する。 - 上述の対象産業部門における、環境目標達成に必要な最低限の要件などを記した技術的スクリーニング基準（TSC）を規定した気候委任法および補完的気候委任法に該当する経済活動が対象。 - 将来的には、欧州委員会が採択する関連委任法に含まれるすべての経済活動が対象となる。 - EU タクソミーの要項や対象範囲などを視覚的に確認するためのツール EU Taxonomy Compass の運用開始。
STEP2: 環境問題の解消への貢献度を調査
- 対象となる経済活動が、EU タクソミーにて定める 6 つの環境目標のうち、最低 1 つを満たすこと。 - 対象となる経済活動が、残りの 5 つの目標に悪影響を与えないこと（Do No Significant Harm: DNSH）。 - ILO や国連、OECD、人権憲章などの国際的な枠組みに沿った人権や労働者の権利に関する一定の基準の遵守を保証するものであり、企業は、これらの基準を遵守する必要がある。 - STEP2 の上記 3 点に関する TSC と呼ばれる具体的な遵守基準に適合していること。
STEP3: 経済活動に関する重要指標の算出 ¹³
「タクソミー適格」の開示にあたり、委任規則（EU）2021/2178 が規定され、これらの開示情報に関する詳細が発表された¹⁴。同委任規則によると、非金融機関は、上述の EU タクソミーへの貢献度を示すにあたり、KPI となる 3 つの重要指標（売上（Turnover）、設備投資（CapEx）運用コスト（OpEx））を発表しなければならない。これらの 3 つの指標については以下の通り¹⁵。 売上（Turnover） 売上高のうち、EU タクソミーに適合した製品またはサービスから得られた売上高の割合を表す。これにより、報告対象年度の企業による環境目標への貢献度を見ることができる。 設備投資（CapEx）

¹⁰ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020R0852>

¹¹ https://www.google.com/url?sa=t&source=web&rct=j&opi=89978449&url=https://envoria.com/insights-news/4-steps-to-report-on-the-eu-taxonomy&ved=2ahUKEwjVk66ul_iKAXWgxQIHbj-NgUQFnoECCMQAw&usq=AOvVaw3kaiyHq0Zclb30xxQV9PD6

¹² <https://ec.europa.eu/sustainable-finance-taxonomy/assets/documents/Taxonomy%20User%20Guide.pdf>

¹³ https://finance.ec.europa.eu/system/files/2021-07/sustainable-finance-taxonomy-article-8-faq_en.pdf

¹⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02021R2178-20240101>

¹⁵ https://finance.ec.europa.eu/system/files/2021-07/sustainable-finance-taxonomy-article-8-faq_en.pdf

企業経済活動の資本支出に占める割合を表す。同指標は、すでにタクソミーに適合しているか、または EU タクソミーのさらなる適合拡大または達成するための計画の一部である活動の資本支出の割合を表している。これにより、将来の企業による持続可能な事業活動への変革に向けた計画を知ることができる。

運用コスト (OpEx)

EU タクソミーに適合した活動または CapEx 計画に関連する運用支出の割合を示す。運用支出には、研究開発、改修対策、短期リース、メンテナンス、その他有形固定資産の日常的な維持管理に関する直接費用で、当該資産の継続的かつ効果的な使用を確保するために必要だが、資本計上されない費用が含まれる。

STEP4: 報告書の作成と開示

- 最終報告書を作成する。
- 報告書には、KPI に含まれる全てのタクソミーに沿った活動と、全ての追加情報を含める必要がある。
- 報告書のテンプレートは、委任規則 (EU) 2021/2178 にて確認できる。

3.1.2 農業部門への影響¹⁶

EU タクソミーに関する技術専門グループによる 2020 年 3 月の発表によると、現在、農業は世界の温室効果ガス (GHG) 排出量の 19~29%を占めており、EU では農業関連が GHG 排出量の 10%を占めている。一方で、農業は土壌炭素やバイオマスを通じて炭素吸収源としても機能するため、排出量削減の面ではプラスになる可能性がある。このことから、以下 4 つの農業部門については、タクソミーの対象と判断している。これらの農業に対する技術的スクリーニングの詳細については、上述の技術専門グループが発表した文書で確認できる。

非多年生作物の栽培

穀類、米、豆科作物、油糧種子、野菜、メロン、根菜類、サトウキビ、繊維作物を含む。

多年草の栽培

ブドウ、熱帯・亜熱帯果実、柑橘類、石果、その他樹木・灌木の果実およびナッツ類、油脂性果実、飲料用作物、香辛料、芳香料、医薬品・薬剤用作物、牧草地など。

畜産

乳牛、その他の牛、水牛、羊、山羊、豚、家禽、およびそれらの排泄物（糞尿）と関連する草地または牧草地の管理を含む。

混合農業

上述の 3 種類の農法を混合した家畜と作物の両方を生産する農業を指す。

3.1.3 オムニバス改正案でのタクソミー規則

2.1 で述べたオムニバス改正案では、EU タクソミー規則の対象が緩和され、従業員 1,000 人以上かつ総売上が 4 億 5,000 万以上の企業のみを対象とし、CSDDD に準ずるものとなっている。また、同規則の適格に関する基準が緩和され、一部の技術的スクリーニングを満たす総売上、CapEx、OpEx の開示が規定されている。ダブルマテリアリティに関しても緩和されており、上述の三要素（総売上、CapEx、OpEx）が該当する KPI の分母の 10%を下回る場合には、対象の経済活動と EU タクソミーの整合性の評価が適用除外される。加えて、経済活動の OpEx KPI の報告については、その活動の累積売上高が売上高 KPI の分母の 25%未満である場合にも、25%の最低基準が適用される。

¹⁶ https://finance.ec.europa.eu/document/download/329ca214-8dbd-49c2-8cc4-1aa52301d66d_en?filename=200309-sustainable-finance-teg-final-report-taxonomy-annexes_en.pdf

	現行	改正案
対象企業	CSRD の適用対象企業はタクソノミー規則に基づき情報開示	従業員 1,000 人以下かつ総売上が 4 億 5,000 万ユーロ以下の企業は、タクソノミーに基づいた情報開示を自主的に実施することを許可
タクソノミー適格	関連規則を完全に満たしたもののみをタクソノミー適格とする	一部適合していない場合でもタクソノミー適格とする
ダブルマテリアリティ	ダブルマテリアリティに関する解説が必要	金銭的マテリアリティを満たしていないものの報告義務を免除

3.2 非財務報告指令（NFRD）

非財務報告指令は、上述の EU タクソノミーと関連して、特定の大企業の非財務情報を投資家やその他の利害関係者に向けて情報開示を定める指令である¹⁷。同指令の対象企業とその経済活動の情報開示によって明らかにされる内容は以下の通り¹⁸。

NFRD の対象企業（最低でも以下二つの条件に当てはまる企業）		
500 人以上の従業員 4,000 万ユーロ以上の売上 2,000 万ユーロ以上の総資産を保有		
情報開示内容		
環境	社会	ガバナンス
環境保護	企業の社員に対する社会的責任	腐敗と賄賂の撲滅
	人権保護	
	企業重役の多様性（性別、年齢、教育レベル、部門）	

3.2.1 非財務情報の掲載内容

NFRD の情報開示にあたり、報告書での掲載内容については、EU は、コミュニケーションという法的拘束力を持たない政策文書で発表した。対象企業は主に、以下 6 つの内容に関する情報を開示しなければならない¹⁹。

ビジネスモデル	対象企業のビジネスの概略を、以下内容を含めて明記する。 - 事業環境 - 企業の組織、役員の構成 - ビジネスを行っている産業部門 - ビジネスの目的 - 将来の事業発展において影響を与えうる市場トレンドや要因
方針、デューデリジェンス	- 企業の環境や社会の持続可能性の実現に向けた方針を開示する。 - 企業の経済活動による、上述の方針に沿った安全性や環境へのリスク、規制遵守に向けたアプローチを開示する。

¹⁷ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=LEGISSUM:240601_2

¹⁸ <https://www.greenomy.io/blog/evolution-nfrd-csrd>

¹⁹ [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52017XC0705\(01\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52017XC0705(01))

	- 実施したデューデリジェンスについて、必要かつ適切な場合には、サプライヤーと下請けチェーンも含めて開示する。 - 特に有害な影響の防止と緩和に関して、デューデリジェンスの設定のために取られた決定と、そのプロセスがどのように機能することを意図しているかを開示する。 - これらの取り組みを実施しない対象企業はその旨を説明する。
方針の結果	- 有用かつ公正でバランスの取れた見解を開示する。 - 政策の結果に関する開示は、企業の強みと弱点に関する有用な情報提供となりうる。非財務諸表は、包括的かつ簡潔な方法で、企業の運営と活動の結果を反映する。 - 企業は、財務的な成果と非財務的な成果との関係や、それが長期的にどのように管理されているかを説明する。成果の分析には、関連するKPIを含める。 - 企業は、定めた方針の実施進捗状況を管理・評価し、企業や産業部門同士の管理を支援する上で、最も有用と考えられるKPIを開示する。 - 適切な場合には、目標値やベンチマークとの関連において、この情報を提示し説明する。
主なリスクとマネジメント	- 企業は、経済活動に影響を与える環境・社会のリスクと、その管理・軽減方法に関する情報を開示。これらのリスクは、事業、製品・サービス、サプライチェーン、ビジネス関係、またはその他の側面に関連する可能性がある。これらのリスクは、短期、中期、長期で分ける。 - 企業は主要なリスクが、自社のビジネスモデル、業務、財務業績、活動にどのような影響を与えるかを説明する。 - 企業は、自らの意思決定や行動などの内部要因に起因するか、外部要因に起因するかにかかわらず、主要なリスクに関する重要な情報を開示し、そのようなリスクを識別・評価するために使用したプロセスを説明。 - 関連性があり、適切な場合には、サプライチェーンに関する重要な情報を開示する。 - 企業が主要なリスクをどのように管理し、軽減しているかについての重要な情報も含める。 - 企業は、報告年度において、主要なリスクやその管理方法に重要な変更があった場合には、それを強調し説明することが求められる。
重要指標（KPI）	本レポート 3.1.1 の STEP3 を参照
テーマ別の側面	企業は環境、社会・従業員、人権、腐敗・汚職防止を網羅する非財務情報を経営報告書に含めることが義務付けられている。情報開示はバランスの取れた、包括的で透明性のあるものでなければならないが、企業の商業的立場を損なうような内容については省略することができる。非財務的な問題は相互に関連していることが多く、企業は関連する全ての側面を明確に取り上げる。
その他	企業は、サプライチェーンに関する重要情報や非財務事項の管理状況の開示が求められるが、不利益を避けるため要約情報で対応可能な

	場合もある。開示内容は、OECD や国連のガイドラインなどの業界基準に基づく取り組みを反映することが求められる。 企業は、紛争地域や高リスク地域からの鉱物に関する責任あるサプライチェーンを確保するため、OECD のデューデリジェンスガイダンスに沿った情報の開示が求められる。これには、リスクの特定、防止・軽減措置、取り組みの実績や強化に関する KPI の開示が含まれる。
--	--

NFRD は、ダブルマテリアリティの報告様式を採用している。これにより、企業は、ESG 活動の実施によって受ける金銭的影響ならびに企業活動が与える ESG 分野への影響という二つの観点から情報の開示が求められる。これは、上述の企業の非財務活動とより強固な社会、環境分野の取り組みに資するものである²⁰。

3.3 企業サステナビリティ報告指令（CSRD）

2023 年に発効した CSRD は、環境・社会・ガバナンス活動（ESG 活動）の取り組みに企業がどのような影響を与えているのかを企業自身によって開示することを定めている。CSRD は、NFRD と同様に、ダブルマテリアリティを採用している。NFRD と CSRD は双方ともに、企業に対して社会、環境課題への取り組みを明らかにするよう規定しているが、対象範囲が拡大されていることから、CSRD は総じて NFRD を強化するものとみなすことができる。これらに加えて、CSRD の対象となる企業は、前項で紹介した EU タクソノミーとタクソノミーに関する委任規則で定められた基準を満たしていることを証明しなければならない²¹。CSRD で定められている主な内容と対象企業は、以下の通り。

CSRD の概要			
- 環境保護、社会的責任、従業員の労働環境、人権保護、腐敗と賄賂防止、取締役会の多様性に関する取り組みの戦略、目標、これらの取り組みにおける取締役の役割開示などの ESG 活動に関する情報開示 - 企業とそのバリューチェーン、無形資産による主な悪影響と、報告情報の特定方法の開示 - 報告様式は、XHTML 形式で、オンライン経営報告書に含む			
CSRD 適用対象企業（EU 企業と EU 域外に親会社を持つ子会社）			
	総資産	総売り上げ	従業員数
零細企業	45 万ユーロ	90 万ユーロ	10 名
大企業	2,500 万ユーロ	5,000 万ユーロ	250 名
CSRD 対象企業の基準（EU 域外企業）			
EU 域内での総売り上げが、過去 2 年連続で 1 億 5,000 万ユーロ以上かつ、以下条件のうち最低一つを満たす企業			
- EU 内で大企業と分類される子会社を保有 - EU 内で上場している SME の子会社を保有 - EU 市場で、4,000 万ユーロの売上をもつ子会社を保有			

SME に対しては、例外的に 2 年間の ESG の情報開示猶予が設けられている²²。加えて、EU が定める以下の最低基準値を超えない範囲で、小規模事業者の適用基準値の決定は、各 EU 加盟国に委ねられている。加盟国

²⁰ <https://www.greenomy.io/blog/evolution-nfrd-csrd>

²¹ <https://ec.europa.eu/sustainable-finance-taxonomy/>

²² https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_23_4043

は独自の基準値を設定することができるが、EU が定める基準値を超えてはならない。なお、各企業の適用時期については以下の通り。なお、対象企業は、開始年の一年前の ESG 活動についての報告をしなければならない。また、NFRD の対象基準に当てはまる企業は、2024 年以降、CSRD の報告基準を遵守した非財務情報を開示することとなる²³。



3.3.1 NFRD と CSRD の違い

欧州委員会が 2021 年に行った NFRD の実施評価において、開示された非財務情報に関する企業間の比較可能性、信頼性、関連性に関する問題や、他の持続可能性報告規制との重複により生じる不確実性や企業コストの増加などの課題が指摘された。加えて、非財務情報の共通の報告基準、デジタル化、より厳格な監査要件を求める声が強く、一貫性と透明性を高めるために、すべての持続可能性の関連情報を報告書に含めるべきだという声もあがった。さらに、指令の適用範囲が狭すぎるとの意見も出され、中小企業向けの要件を適正に維持しながら、上場

²³ <https://www.footprint-intelligence.com/blog/csrdd-csddd-esrs-key-things-to-know>

企業と非上場企業すべてに適用範囲を拡大すべきだという提言がなされた²⁴。CSRD は、NFRD のこれらの欠点を補うものといえる。CSRD と NFRD の相違点は、以下の通り²⁵。

	NFRD	CSRD
対象企業	従業員 500 名以上の企業	大企業、小・中企業、第三国企業
企業方針・要件	環境保護 社会責任と従業員の権利の保障 人権保障 汚職・賄賂などの不正撲滅 企業の役員の多様性確保	左記の NFRD の企業方針 取締役会の役割、目標の記載 企業およびそのバリューチェーン、無形資産に関連する主な悪影響 情報の特定方法
情報開示に関する詳細	コミュニケーションによる開示 (法的拘束力なし)	欧州持続可能性報告基準 (ESRS) に基づく情報開示 (法的拘束力あり)
監査	規定なし	第三者機関による ESRS 遵守に関する監査の実施を規定
報告フォーマット	規定なし	欧州電子共通フォーマットに基づく、XHTML フォーマット

3.3.2 CSRD 適用免除に関する規定

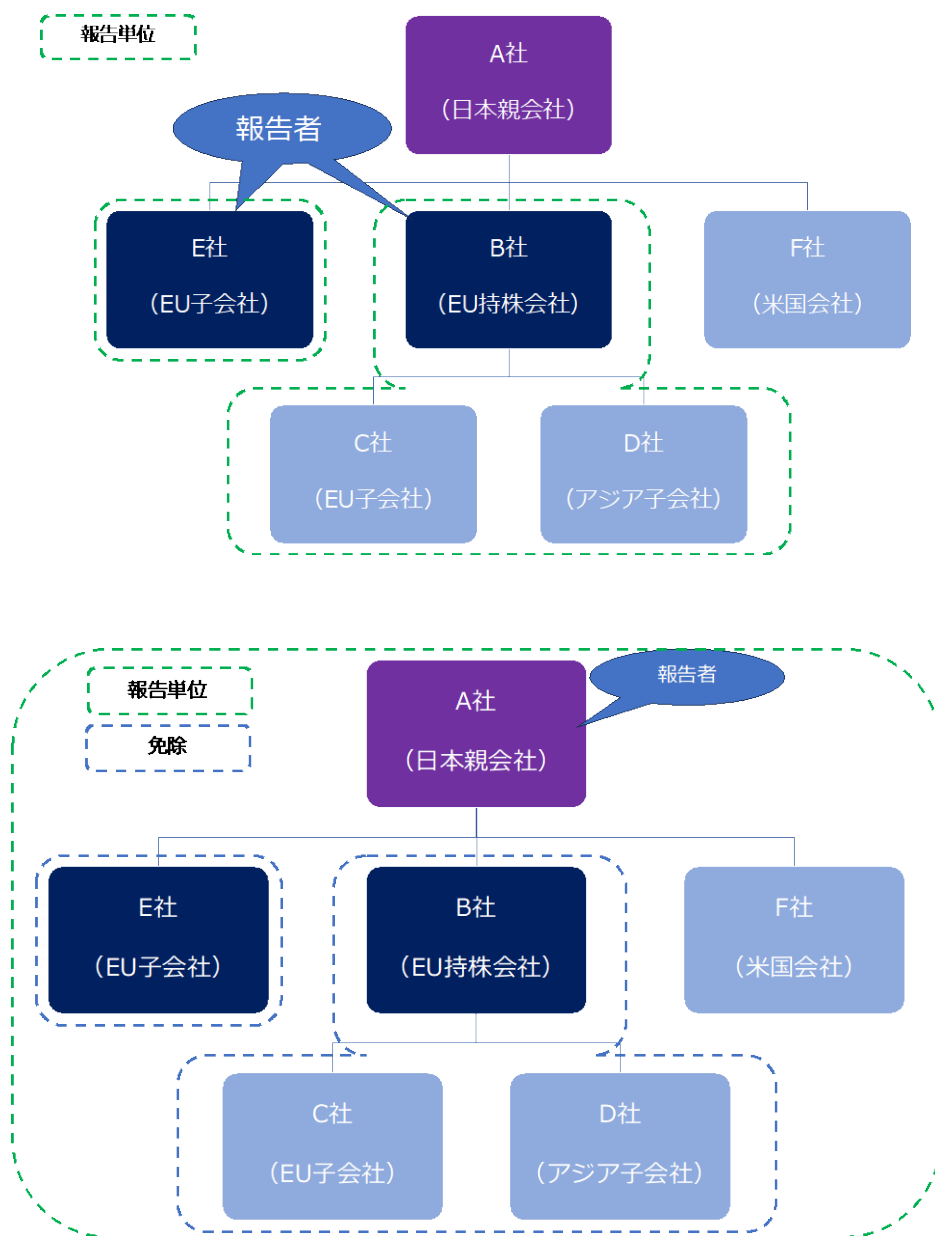
CSRD の適用に関しては、免除規定が定められており、EU の会計指令 2013/34(EC)において定められている²⁶。同指令によると CSRD の報告要件が課される EU 子会社は、EU 域内外の親会社が CSRD のレポートを作成する場合、CSRD の報告書開示義務が免除される。これに加えて、2030 年までの暫定措置として、EU 域外親会社が複数の EU 子会社を擬似的に連結し、一つの EU 子会社が代表して、これらのすべての擬似連結した EU 子会社の報告をまとめて行う場合、上述の報告書作成責任のある一社を除いた擬似連結した EU 子会社は、報告書の作成義務が免除される。

²⁴ <https://www.greenomy.io/blog/evolution-nfrd-csrd>

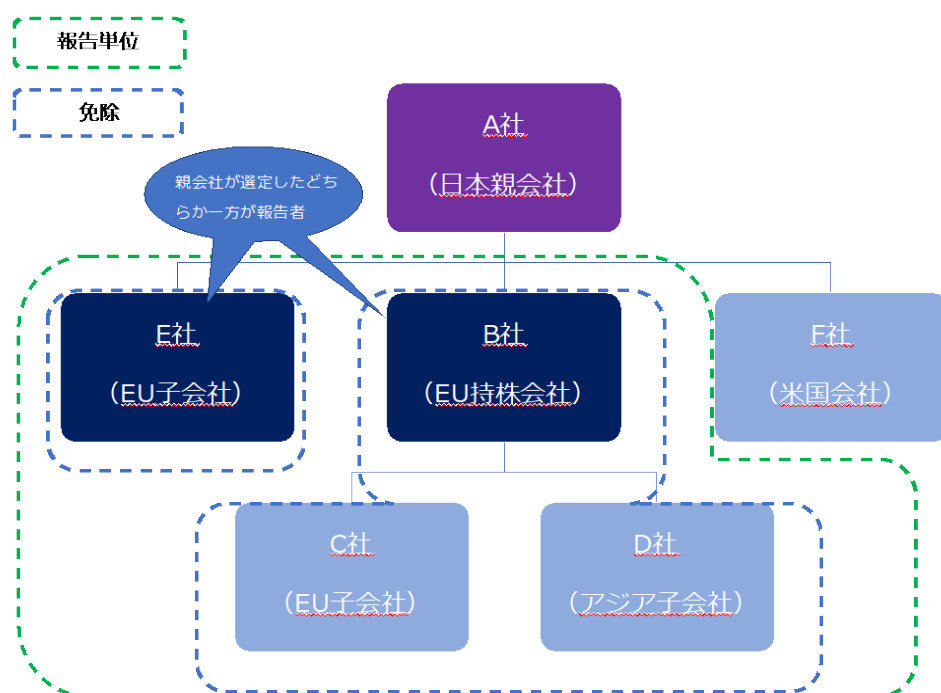
²⁵ <https://www.corefiling.com/2024/07/30/nfrd-vs-csrd/>

²⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02013L0034-20240528>

【ケース 1】EU 域内外の親会社が報告書を作成する場合



【ケース 2】擬似連結報告を行う場合



3.3.3 欧州持続可能性報告基準（ESRS）

2023年に欧州委員会は、欧州持続可能性報告基準（ESRS）と呼ばれる CSRD の報告内容に関する基準を定める委任規則（EU）2023/2772 を定めた²⁷。ESRS は、全部で 12 テーマ（一般要件：2 テーマ、ESG に関する基準：10 テーマ）を定めている²⁸。企業は、経済活動が 10 テーマに該当するかを分析し、該当テーマに関する 82 の情報開示基準や 1,000 以上の該当データに則って報告内容を作成しなければならない。加えて、EU は、域外企業向けの一般持続可能性報告基準とセクター別持続可能性報告基準を 2026 年 6 月 30 日までに発表する予定である²⁹。なお、農業・食品部門に関する持続可能性報告基準は、作成に向けて必要な情報の調査中である³⁰。以下の各項目のデータポイントについては[リンク](#)より確認が可能である。

横断的基準		
全般的開示要求事項 CSRD の下でサステナビリティ報告書を作成する際に 適用される必須の概念と原則 全般開示事項 4 本の柱（「ガバナンス」「戦略」「インパクト・リスク・機会マネジメント」「指標と目標」）を含む一般的開示事項		
環境	社会	ガバナンス
気候	自社社員	消費者とエンドユーザー
汚染	バリューチェーンの労働者	事業実施
水・海洋資源	影響を受けるコミュニティ	

²⁷ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202302772

²⁸ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202302772

²⁹ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202401306

³⁰ <https://www.efrag.org/en/sustainability-reporting/esrs-workstreams/sectorspecific-esrs>

生物多様性・生態系	
資源利用・循環経済	

欧州委員会は、上記委任規則において、CSRD の適用にあたって以下三つの取り決めで導入した³¹。

1. 段階的導入の報告要件

特に従業員 750 人未満の企業を対象に、初期コストを削減し、準備に十分な時間を確保するための段階的導入規定が追加された。同規定は、生物多様性や社会課題などの困難なテーマに焦点を当て、報告要件の適用を 1～2 年遅らせるものである。

2. 重要性による柔軟性の向上

CSRD の情報開示にあたり、企業は、CSRD で規定されている情報開示内容が、企業の経済活動との関連性の有無を判断することができる。これにより、企業は、対象となる項目が企業の経済活動と関連性がないと判断した情報の開示が省略可能となった。しかし、横断的基準の全般開示事項に該当する項目に関しては、情報開示は必須である。

3. 任意の報告

生物多様性移行計画や自営業者および派遣労働者の指標などは、企業のコストと複雑性を軽減するために任意とされた。

3.3.4 オムニバス改正案での CSRD

オムニバス改正案での CSRD の緩和については、現行では、3 つの条件（従業員数、総売上、総資産）のうち 2 つを満たす必要があったのに対し、改正案では、3 つのうち、従業員数基準を大幅に緩和する代わりに必須条件に組み込み、総売上と総資産の基準のどちらか一方を満たす企業を対象としている。これに加えて、欧州委員会は、改正案で適用対象外の企業に対しては、法的拘束力を持たない自主的な情報開示を促しており、各企業の規模に応じたそれぞれ基準を作成することになる。具体的な基準は別途委任規則を持って採択される。

日系企業に関しては、EU 域内の子会社が従業員 1,000 人超、自社の EU 域内でのグループ準売り代わり上げ高が 4 億 5,000 万ユーロ超、EU 域内の子会社が企業なのか、もしくは、EU 域内支店の EU 域内での純売上高が 5,000 万ユーロ超の場合、今回のオムニバス改正案によって、CSRD の適用対象となる可能性がある。

	現行	改正案
対象企業	以下 3 つの内 2 つを満たす大企業 - 従業員 250 人以上 - 総売上が 5,000 億ユーロ以上 - 総資産 2,500 億ユーロ以上 EU 域外企業 EU 域内での総売り上げが、過去 2 年連続で 1 億 5,000 万ユーロ以上かつ、以下条件のうち最低一つを満たす企業 - EU 内で大企業と分類される子会社を保有 - EU 内で上場している SME の子会社を保有	従業員 1,000 人以上で以下 2 つを満たす大企業 総売上が 5,000 億ユーロ以上 総資産 2,500 億ユーロ以上 EU 域外企業 EU 域内での総売上が 4 億 5,000 万ユーロ以上かつ、EU 市場で、5,000 万ユーロ以上の売り上げを持つ子会社を保有

³¹ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_23_4043

	EU 市場で、4,000 万ユーロの売上をもつ子会社を保有	
報告義務の延期	特定の大企業は 2025 年 中小企業は 2026 年	特定の大企業と中小企業ともに 2 年間の適用延期
ESRS	ESRS に基づいた情報開示	ESRS で定められたデータポイントの削減(別途委任規則を制定)
産業部門別基準	適用	廃止
報告内容に関する 第三者保証 (Assurance)	限定保証から合理的保証への移行を規定	限定保証から合理的保証への移行に関する規定が削除

3.4 企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）

2024 年 7 月に発効した企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（指令（EU）2024/1760、CSDDD）は、対象企業に対して、ESG 分野に関するデューデリジェンスの実施を義務付けるものである。同指令も環境・社会分野で持続可能な企業活動を促し、人権や環境に対する悪影響を引き起こす企業活動の防止と対策を定めている。これらの悪影響については、以下のとおり。なお、本指令を遵守できない場合、所管当局は、企業の全世界の純売上高の少なくとも 5%を上限とする罰金、もしくは、これらの企業名を公表する権限を行使することができる³²。

人権に対する悪影響
生命、自由、安全保障の権利、雇用の権利（児童労働や強制労働の禁止を含む）、環境の権利（環境悪化の禁止を含む）など、人権に関する国際的な取り決めで認められた侵害が含まれる。
環境に対する悪影響
環境に関する国際的な取り決めにに基づく環境への悪影響には、生物多様性への影響を最小限に抑える義務、廃棄物を合法的に処理する義務、海洋汚染を防止する義務などが含まれる。

3.4.1 CSDDD で定められている企業の責任

CSDDD では、主に、2 つの義務（デューデリジェンスの実施と気候移行計画の制定）を企業に課している。前者のデューデリジェンスは、環境と人権に関するデューデリジェンスの実施を定めるものであり、後者の気候移行計画については、気候変動に対する取り組みを企業に要求するものである。義務の詳細については以下の通り³³。

デューデリジェンス
デューデリジェンスを実施する企業は、サプライチェーンに関わる全ての企業を網羅し、自社を含む全ての企業のデューデリジェンス結果を報告しなければならない。
要件 報告義務のある企業は、以下の要件を満たしたデューデリジェンス内容を公表しなければならない。
1. デューデリジェンスの実施を企業方針とリスク管理システムへ組込むことについての説明と 24 ヶ月ごとの見直しを実施 企業のデューデリジェンスに対する方針

³² https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202401760

³³ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202401760

- 対象企業とその子会社・取引先において遵守すべき行動規範 - デューデリジェンスの実施プロセスと取引先に対する適用措置 - 活動のチェーン全体にわたって、人権と環境に対する実際または潜在的な悪影響を特定・評価の実施 - 企業活動によって生じる人権と環境に関する悪影響の重大性と起こりうる可能性に基づいた優先順位の設定 - 潜在的な悪影響の防止・緩和の実施 - 実際の悪影響に対する救済措置の実施（例：企業活動によって悪影響を受けた人への補填） - 利害関係者との情報交換などの関連機会の増加 - 悪影響が発生した際の通知メカニズムおよび苦情処理手順の確立と維持 - デューデリジェンス方針と対策の有効性の監視 - デューデリジェンス結果の公表 特記事項 - CSRD の下で、すでに報告を行なっている企業は、デューデリジェンスの実施義務の適用外となる。 - 対象企業は、Web 上で、デューデリジェンスをどのように実施したのかを明記しなければならない。（詳細については、欧州委員会が 2027 年 3 月末までに委任規則を制定）
気候移行計画 企業活動が、気候中立や 2015 パリ協定で定められた 1.5℃目標や持続可能な経済への転換に沿ったものであることの確証を目的とした計画である。本計画は一年ごとの見直しが要求されている。気候移行計画に含まれる内容については以下のとおり。同計画に基づく企業活動は、EU 加盟国の管轄当局によって監視される。 項目 2030 年および 2050 年までの 5 年ごとの期限付き気候変動目標の設定（温室効果ガス排出量の絶対削減目標を含む、） - 製品・サービスの変更や新技術を含む、脱炭素化戦略と主要な行動の実施 - 計画を支える投資と資金調達の詳細規定 - 計画に関する会社経営陣によるマネジメント、管理、監督などの役割明確化 - 排出削減目標に対する進捗状況 特記事項 - CSRD の下で気候変動緩和のための移行計画を報告している企業は、この要求事項を満たしているとみなされ、親会社の計画が適用される子会社も準拠しているとみなされる。 1 年ごとの更新は、それぞれの進捗や実績状況を反映したものでなければならない

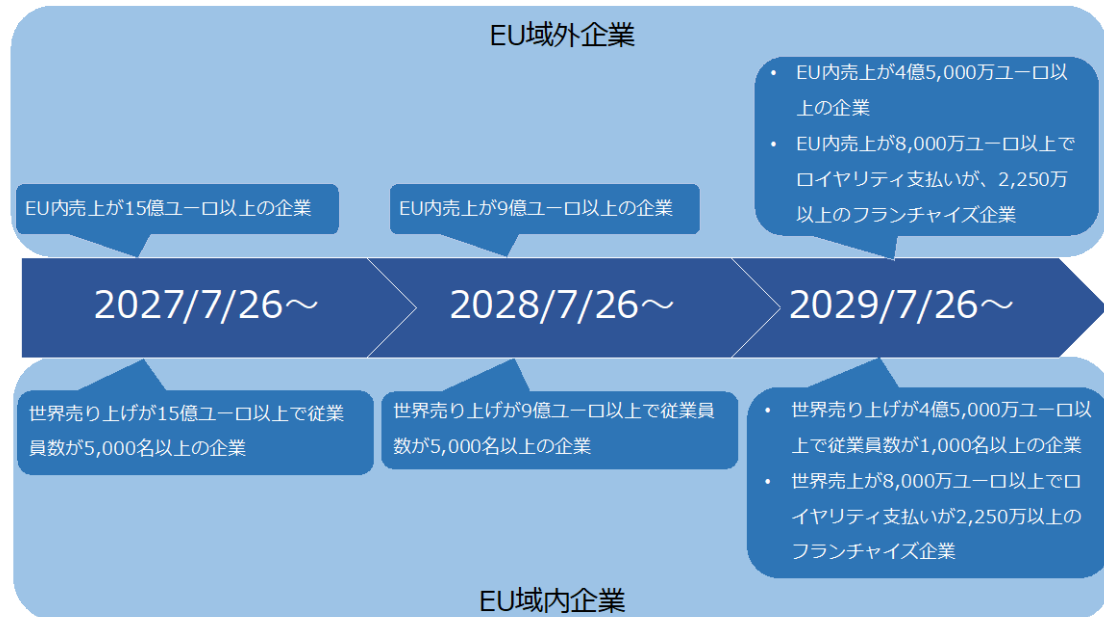
3.4.2 CSDDD の対象企業

CSDDD の対象企業は、総売り上げ（EU 企業の場合は従業員数も含む）を基に、主に以下 3 つの基準が定められており、対象となる企業は、2 年連続で以下の要件を満たさなければならない。以下の基準を単体で満たさないが、子会社を含めた連結で満たす場合、当該親会社は同指令の対象となる。以下基準をもとに、同指令の適用開始時期が対象企業の規模ごとに異なっている。その適用日については以下のとおり³⁴。

CSDDD が適用される事業者の基準
平均従業員数が 1,000 人を超え、全世界での純売上高が 4 億 5,000 万ユーロを超える EU 企業（加盟国の法律に基づいて設立された企業）

³⁴ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202401760

- EU での純売上高が 4 億 5,000 万ユーロを超える EU 域外企業
- EU 域外企業および EU 企業で、全世界での正味売上高が 8,000 万ユーロを超え、EU 域内でのロイヤリティが 2,250 万ユーロを超えるフランチャイズ企業



一方で、機能が株式保有のみの親会社、もしくは、子会社やグループ企業全体に影響を与えない親会社の場合、その親会社が免除申請を行なっている、もしくは、親会社が CSDDD を遵守するための機能を備えた子会社を指名した場合、親会社への CSDDD の適用が除外される。なお、本指令では、金融機関は現在、CSDDD の対象からは除外されているが、EU 機関が、これらの金融機関を CSDDD の対象とするかを判断するために、欧州委員会は報告書を 2026 年 7 月 26 日までに発表する。

3.4.3 CSDDD におけるデューデリジェンスの対象となる人権と環境保全の内容

CSDDD を実施するにあたり、対象となる企業は、CSDDD に記載のある以下の人権と環境に関する取り組み事項に沿ってデューデリジェンスを実施しなければならない。これらの取り組み事項は、国際的な枠組みに沿って制定されている。

人権に関する取り組み事項 ³⁵
1. 企業の管理や支持などによる従業員の死亡事故を防止 2. 企業による、従業員に対する拷問などの残虐な非人道的行為の禁止 3. 恣意的な拘束による自由の剥奪の防止 4. 人のプライバシー、家族、家庭、通信に対する恣意的または不法な干渉、または名誉に対する不法な攻撃の禁止 5. 思想や信仰に関する自由への干渉の防止 6. 労働および生産に見合った適切な生活、安全かつ健康的な労働条件、妥当な労働時間制限などの従業員の公正な労働環境の保護 7. 従業員の衣食住へのアクセスや勤務地での水や基本的な衛生の保証

³⁵ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202401760

8. こどもの健康の保証やこどもに対する経済的搾取、子供の教育を妨げる労働や危険な労働、性的搾取や人身売買などの防止
9. 15 歳以下もしくは、義務教育の修了年齢に満たない子供の雇用禁止
10. 18 歳以下の児童労働に関する以下の労働環境の禁止
 - a. あらゆる形態の奴隷制または奴隷制に類似する慣行（例えば、児童の売買や人身売買、債務奴隷や農奴制、および強制労働や義務労働、武力紛争における児童の強制または義務的な徴用を含む。）
 - b. 売春、ポルノの製造、性的対象のために児童の搾取、調達、または提供
 - c. 特に麻薬の製造や売買などの不法行為のために児童を搾取、調達、または提供
 - d. その性質または実施状況により、児童の健康、安全、道徳を害する可能性が高い業務
11. 罰則による脅迫の下に課せられ、かつ、当該者が自発的に申し出ていないあらゆる労働または役務強制労働などの義務労働の禁止
12. 職場における奴隷制、農奴制、またはその他の支配や抑圧の形態に類似する慣行、例えば極端な経済的または性的搾取や屈辱、または人身売買などのあらゆる形態の奴隷制および奴隷貿易の禁止
13. 結社の自由、集会の自由、組織化および団体交渉の権利の保証。
 - a. 労働組合の結成と参加。
 - b. 労働組合の結成、加入、組合員であることは、不当な差別や報復の理由として利用されてはならない。
 - c. 労働組合は当局の干渉を受けずに、その憲章や規則に従って自由に活動できる。
 - d. ストライキ権および団体交渉権の保証。
14. 雇用の要件によって正当化される場合を除く雇用における不平等な待遇の禁止
 - a. 同一価値の労働に対する報酬の不平等な支払い
 - b. 国籍または社会的出身、人種、肌の色、性別、宗教、政治的意見に基づく差別
15. 有害な土壌変化、水質汚染、大気汚染、有害排出、過剰な水消費、土地の劣化、森林伐採などの天然資源への影響など、測定可能な環境悪化を引き起こすことの禁止
 - a. 食料の保全および生産の自然基盤を実質的に損なうこと
 - b. 安全で清潔な飲料水へのアクセスを人々に否定すること
 - c. 衛生設備へのアクセスを人々に困難にさせるか、または衛生設備を破壊すること
 - d. 人々の健康、安全、土地の通常の使用、または合法的に取得した所有物を損なうこと
 - e. 生態系が人間に直接または間接的に寄与する生態系サービスに実質的に悪影響を与えること
16. 土地および資源に対する個人、集団、共同体の権利、ならびに土地、森林、水の取得、開発、その他の利用に際して、不法な立ち退かせ、土地、森林、水資源を奪うことを禁じる

環境に関する取り組み事項³⁶

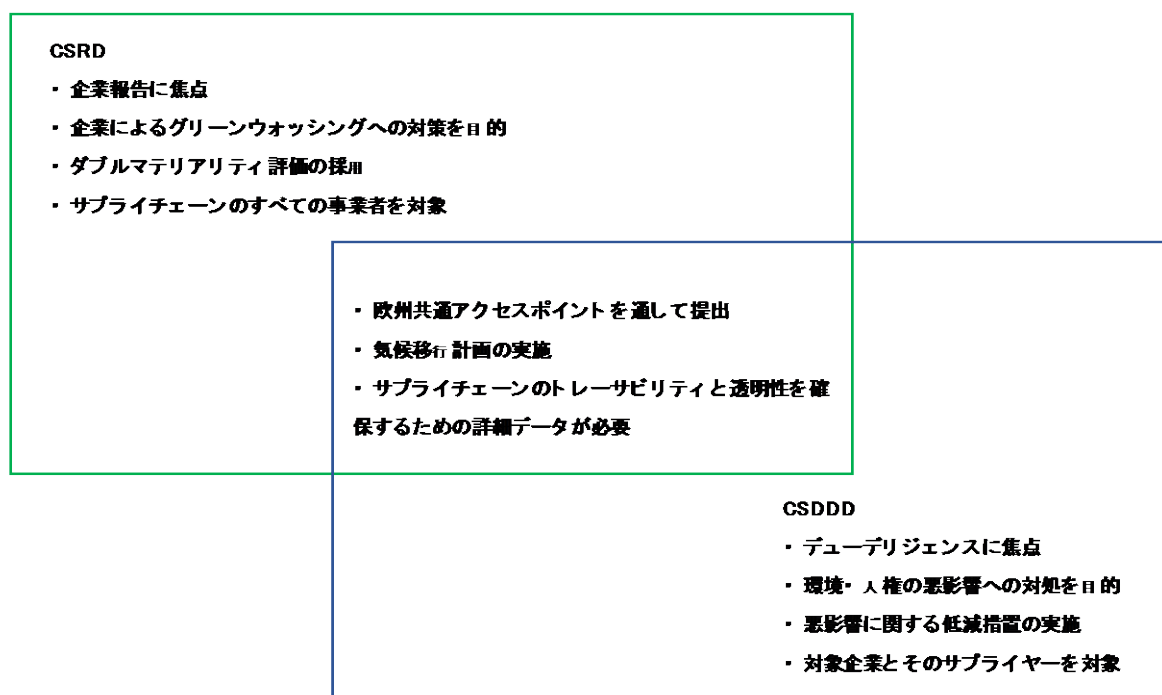
1. 生物多様性への悪影響を回避または最小化
2. 標本の輸入、輸出、再輸出、または海上からの導入を許可なく行うことを禁止
3. 水銀添加製品の製造、輸入、輸出の禁止
4. 特定の製造工程における水銀または水銀化合物の使用禁止の段階的導入
5. 水銀廃棄物の不法な処理の禁止
6. 特定の化学物質の製造および使用の禁止
7. 廃棄物の不法な処理、収集、保管、廃棄の禁止
8. 特定の化学物質の輸出入の禁止並びに、事前通知（Prior Informed Consent : PIC）の遵守

³⁶ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202401760

9. オゾン層の破壊に加担する規制物質の不法な生産、消費、輸入および輸出の禁止
10. バーゼル条約によって定められる有害廃棄物またはその他の廃棄物を以下の特定の国への輸出の禁止
 - a. 有害廃棄物およびその他の廃棄物の輸入を禁止している条約締約国
 - b. 有害廃棄物の輸入を禁止していない輸入国が、特定の輸入を書面で同意していない輸入国
 - c. バーゼル条約の非締約国
 - d. 当該有害廃棄物またはその他の廃棄物が、当該国またはその他の場所で環境上適正な方法で管理されていない輸入国
11. バーゼル条約の附属書 VII に列挙された国々から、附属書 VII に列挙されていない国々への有害廃棄物の輸出の禁止
12. バーゼル条約を批准していない非締約国からの有害廃棄物およびその他の廃棄物の輸入禁止
13. 自然遺産として区別された財産に対する悪影響を回避または最小限に抑える義務
14. 湿地への悪影響を回避または最小化する義務
15. 船舶による汚染を防止する義務
16. 海洋投棄による海洋環境汚染の防止、削減、管理の義務

3.5 CSRD と CSDDD の類似点と相違点

CSRD と CSDDD は、双方ともにネットゼロの気候目標達成に資するという類似点はあるが、異なる点もある。以下の図は、CSRD と CSDDD の固有の特性と共通点をまとめたものである。



類似点については以下の通り³⁷。

CSRD と CSDDD の類似点	
両指令の戦略と実施の調整	全体的な戦略、リスク評価、雇用、ベンダーや当局の審査など、準備作業の多くは重複する。つまり、両指令の対象となる企業は、法務、サステナビリティ、財

³⁷ <https://www.circularise.com/blogs/csrd-and-csddd-what-are-the-key-differences>

	務、調達、採用部門が、両指令に準拠するために調整を図らなければならない。
気候移行計画	両指令は、対象企業に対し、自社のビジネスモデルをパリ協定に沿ったものにするための気候変動移行計画の策定を求めている。
データの詳細	両指令とも、環境データ（温室効果ガス排出量、資源使用量）、サプライチェーンデータ（事業による影響）、社会データ（従業員情報、人権）、ガバナンスデータ（役員構成、役員報酬、リスク管理）など、多くのトピックにおいてデータの詳細度を高める必要性を求めている。
利害関係者との連携	両指令とも、影響を受ける社外の利害関係者による関与を求めている。これは、情報収集やリスク評価を通して、サプライチェーン全体を通じて企業活動の影響をより理解する上で必要である。

3.5.1 目的の違い³⁸³⁹

CSRD は、事業者 ESG 方針を策定させ、環境・社会の方針を全体戦略へ統合し、透明性と説明責任を促進するために包括的な報告を行わなければならない。一方で、CSDDD は、企業活動によって実際に発生している、もしくは発生しうる環境や人権に関する悪影響の低減・防止措置を実施しなければならない。これは、企業が、人権と環境への事業の影響を考慮し、OECD 多国籍企業ガイドラインに沿ったデューデリジェンス・プロセスを実施しなければならないことを意味する。このデューデリジェンスの焦点は、企業が単に持続可能性の実績を報告するだけでなく、気候変動への中立性、公正な労働、資源の責任ある利用に向けて行動していることを管轄当局が確認するためのメカニズムを提供することである。

3.5.2 情報開示方法の違い⁴⁰⁴¹

情報の開示方法についても CSRD と CSDDD は異なっている。CSRD は、XBRL を用いた XHTML 方式で報告書を作成し、2027 年に使用開始予定の欧州単一アクセスポイント（European Single Access Point : ESAP）上で提出しなければならない。ESAP は、持続可能性などの企業から提出される情報を取りまとめるためのものであり、情報源を統一することで、投資家が、企業投資を判断する上で必要な情報収集を利便化するものである⁴²。このプラットフォームの設立により、零細企業を含む中小企業が、投資家の目に止まる可能性を高めることで、これらの企業への投資を支援することになる。一方で、CSDDD は、同指令により公開が規定されている情報を企業のウェブサイトでの公表のみと規定しているが、2029 年以降、企業は、これらの情報を管轄当局に提出し、上述の ESAP に順次掲載されることとなる⁴³。

³⁸ <https://www.circularise.com/blogs/csr-and-csddd-what-are-the-key-differences>

³⁹ [https://www.european-financial-data-space.com/European_Single_Access_Point_\(ESAP\).html](https://www.european-financial-data-space.com/European_Single_Access_Point_(ESAP).html)

⁴⁰ <https://www.circularise.com/blogs/csr-and-csddd-what-are-the-key-differences>

⁴¹ [https://www.european-financial-data-space.com/European_Single_Access_Point_\(ESAP\).html](https://www.european-financial-data-space.com/European_Single_Access_Point_(ESAP).html)

⁴² [https://www.european-financial-data-space.com/European_Single_Access_Point_\(ESAP\).html](https://www.european-financial-data-space.com/European_Single_Access_Point_(ESAP).html)

⁴³ https://insightplus.bakermckenzie.com/bm/environment-climate-change_1/european-union-the-cs3d-reporting-rules

3.5.3 適用範囲の違い⁴⁴⁴⁵

CSRDとCSDDDは、対象企業による情報収集、もしくはデューデリジェンスの実施にあたっての適用範囲が異なる。CSRDでは、対象企業は、関係するサプライチェーンすべてのESG情報を開示しなければならないと規定しているのに対して、CSDDDでは、対象企業は、バリューチェーンにおけるサプライヤーおよび輸送部門の事業者のみの情報開示を定めている。前者については、企業の製品やサービスの創造、提供、サポートに関連するすべての活動が含まれており、あらゆる取引関係、原材料の採取から製品の寿命を迎えるまでが（川上や川下を問わず）含まれる。一方、後者の場合、企業の取引先など一部の川上の活動と製品の流通、輸送、保管などの川下の活動をカバーする。

3.5.4 オムニバス改正案でのCSDDD

今回のオムニバス改正案において、間接的な事業パートナーに関するデューデリジェンス義務を軽減することを提案した。企業は依然として事業パートナー全体のリスクを把握する必要があるが、従業員500人未満のパートナーに対する情報要求は制限され、必要不可欠な場合のみ追加情報を求めることができる。また、詳細な評価は直接的なビジネスパートナー（主に対象企業のTier1に属するサプライヤー）に限られ、間接的なパートナーに関しては、人権侵害や環境問題などの明確な証拠がある場合にのみ調査と対応が求められる。さらに、対象企業は、直接の事業パートナーが自社の行動規範を遵守するよう確保しなければならない。

	現行	改正案
報告義務の延期	2027年から適用開始	2028年から適用開始 その間に欧州委員会は、同規則にガイドラインを発表
バリューチェーン	全バリューチェーンパートナー	対象企業の子会社と直接的なビジネスパートナー
モニタリング	1回/年	1回/5年
ビジネス関係	人権・環境に関する負の影響を是正できない場合、ビジネス関係の終了義務を規定	人権・環境に関する負の影響を是正できない場合、ビジネス関係の終了義務の規定を削除
金融セクターへの適用	欧州委員会による金融セクターのCSDDD適用対象とするためのレビューを実施	欧州委員会によるレビュー実施の条項を削除
加盟国国内法	CSDDDより厳格な国内法規則の設定を許可	CSDDDより厳格な国内法規則の制定を禁止

⁴⁴ <https://www.circularise.com/blogs/csr-and-csddd-what-are-the-key-differences>

⁴⁵ [https://www.european-financial-data-space.com/European_Single_Access_Point_\(ESAP\).html](https://www.european-financial-data-space.com/European_Single_Access_Point_(ESAP).html)

4 CSDRとCSDDDに関連するEU規則

4.1 強制労働に関する規則⁴⁶

2024年11月にEUでは、強制労働によって生産された製品のEU市場での流通とEU域外への輸出を禁止する規則を採択した。同規則により、管轄当局は、EU域内外で生産された製品が、可能性のあるリスク評価をもとに、欧州委員会またはEU加盟国の管轄当局が、強制労働の有無に関する調査を実施する。同規則は、EU域内外すべての産業部門の製品を対象としており、欧州委員会はEU域外製品を、EU加盟国の管轄当局はEU域内製品をそれぞれ監督することとなる。これらの調査を基に、強制労働によって製造された製品は、担当する管轄当局によって決定され、対応措置は、全EU加盟国で適用される。

本規則の実施にあたり、欧州委員会は、事業者および同じサプライチェーンにおけるその取引先、特に中小企業の取り組みを支援するための支援措置を策定し、強制労働に関する単一ポータルを通じて、それらの措置に関する情報が公開される。同ポータルの公表日は、2025年1月時点で未定である。また、管轄当局は、本規則の適用に関連する事項についてSMEに情報を提供する窓口を指定しなければならない。この窓口は、これらの事項に関してSMEに支援の提供や、業者向けの研修セッションを開催できる。同規則は、2024年12月12日にEU官報に掲載されており、掲載日から36ヶ月後の2027年12月12日に同規則が適用されることになる。

4.1.1 管轄当局による調査と管轄当局による不遵守製品に対する対応

欧州委員会と管轄当局が、事業者による同規則の不遵守に関する調査を実施するにあたって、欧州委員会や各管轄当局間で利用されるポータル、各利害関係者に関する情報を基に調査が行われる。加えて、必要な場合、実地調査を実施することができる。対象製品が同規則に違反してEU域内で流通もしくは輸出された場合、以下の措置をとることができる。

- 当該製品をEU市場に投入すること、または利用可能にすることを禁止、およびそれらの輸出の禁止
- 調査の対象となった事業者に対し、すでにEU市場に流通されている製品の回収、または当該製品または当該製品が記載されているオンラインWebページリストの削除命令
- 調査の対象となった事業者に対し、当該製品の処分命令、または、交換可能な場合は、当該事業者に対し、当該製品の当該部品の処分命令

4.2 森林減少の防止に関する規則（EUDR）

2023年に発効したEUDRは、EUが、世界的な森林減少やそれによるGHG排出、生物多様性の喪失への加担の削減、対象となる産業部門の製造に従事する労働者の人権保護を目的に策定された。同規則は、上述のEU法と同様に、環境と人権の保護を目指す規則である。同規則により、これらの製品の輸入事業者は、森林減少と労働者の人権侵害に加担していないことを証明しなければならない。EUDRの対象製品、企業規模毎の適用時期と罰則については以下の通り。2024年12月に決定した規則適用延期に合わせて、EU域内外の国毎の森林減少に関するリスクをレベル分けするベンチマーキングシステムが、EUDRの適用開始日の半年前（2025年6月30日）までに発表される予定である⁴⁷。なお、以下の製品群に関して、具体的な製品名とCNコードについては、EUDRを規定している規則（EU）2023/1115の付属文書Iに記載されている⁴⁸。

⁴⁶ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202403015

⁴⁷ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/en/ip_24_5009/IP_24_5009_EN.pdf

⁴⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R1115>

EUDR の対象となる製品群 ⁴⁹	
木材、ゴム、牛、コーヒー、ココア、アブラヤシ、大豆	
EUDR の企業規模毎の適用開始時期 ⁵⁰	
中・大企業	2025 年 12 月 30 日から適用開始
零細企業・小企業	2026 年 6 月 30 日から適用開始
罰則内容 ⁵¹	
- 罰金（少なくとも当該事業者もしくは、取引業者の前年の会計年度における EU 域内での総売上高の 4%以上） - 関連製品や関連製品で得た収益の没収 - 不遵守企業の公表（企業名、森林減少に加担している事業に関する概要、不遵守内容と罰則内容） 12 か月間の公共調達プロセスおよび公共資金へのアクセス禁止 - 重大な違反または違反の繰り返しがあった場合、関連商品および関連製品の EU 市場への流通、輸出の一時的禁止 - 簡素化デューデリジェンスの行使の禁止	

4.2.1 事業者と取引業者の義務

事業活動の一環として、関連する製品を市場に投入または輸出する事業者は、上述の該当製品に関するデューデリジェンスを実施し、森林減少もしくはそれに関する人権を侵害していないことを証明しなければならない ⁵²。零細企業を含む小・中規模事業者（SME）は、すでに、デューデリジェンス要件が提出されている場合、もしくは、すでに、デューデリジェンスが完了している場合、同要件は適用除外となる。なお、デューデリジェンスの情報は、5 年間保持しなければならない。

対象製品の流通・消費・使用目的に EU 域内に供給する零細企業を含む小・中規模の事業者については、以下の情報を所有した場合のみ、対象製品の上市が許可されている。

SME に該当する供給事業者が保持すべき情報
関連製品を供給した事業者または販売業者の名称、登録商号または登録商標、郵便宛先、電子メールアドレス、および入手可能な場合はウェブサイトアドレスとそれらの製品に関連する適正評価書の参照番号。

なお、第三国企業が対象製品を EU 市場に流通させる場合、EU 域内への輸入を担当する EU 企業が、同規則を遵守しなければならない ⁵³。すなわち、日本企業が製品を EU 市場であるドイツに、在独輸入企業を用いて輸出する場合、日本企業は、EU 域外であるため、在独輸入業者が事実上の事業者とみなされ、在独輸入業者が EUDR を遵守しなければならない。

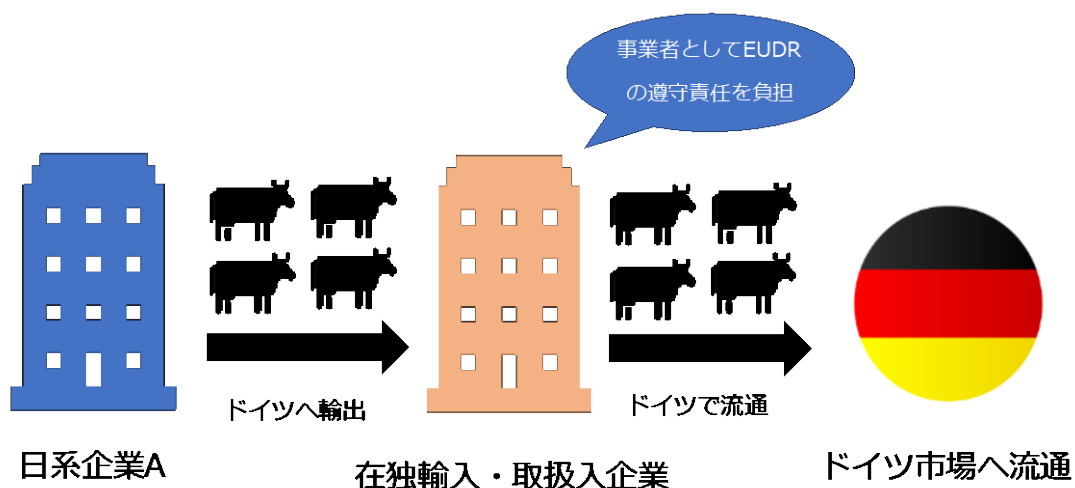
⁴⁹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R1115>

⁵⁰ <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/PE-98-2024-INIT/en/pdf>

⁵¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R1115>

⁵² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R1115>

⁵³ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C_202406789



4.2.2 デューデリジェンスの内容

デューデリジェンスの実施にあたって、事業者は、主に以下 3 つの措置を実施しなければならない。ただし、事業者が、サプライチェーンの複雑性を評価し、すべての関連製品および商品が森林減少の低リスク国産であると判断した場合は、以下のリスク評価や低減措置の実施義務を満たす必要はない。デューデリジェンス結果を提出するにあたって、デューデリジェンス宣言と呼ばれる文書を提出しなければならない⁵⁴。同宣言に記載する内容は以下の通り。この宣言に関して、事業者は、5 年間の保護が義務付けられている。それらの証明書は、デューデリジェンス情報の提出には LIVE サーバーと呼ばれる専用の提出プラットフォームを通して提出される⁵⁵。なお、欧州委員会は、同システムの練習用として、ACCEPTANCE サーバーと呼ばれるプラットフォームも立ち上げた。

情報収集
- 製品説明、輸出数量、取引先の事業者、サプライヤー情報や生産地、森林減少への寄与がないことの証明、生産国の関連規則の遵守を証明。 - 生産地情報については、製品の原材料が栽培されたすべての土地の地理的位置を生産時期または時期の範囲を含めて収集し、製品が複数の区画で生産された原材料から作られている場合は、それぞれの地理的位置を含める。また、家畜由来の製品については、家畜が飼育されていたすべての施設の地理的位置を含める。
リスク評価
- 生産国や地域の森林減少リスクや先住民の権利を評価し、誠実な協議を実施する。 - デューデリジェンスを通じて情報の信頼性や供給網の複雑性を分析し、違反やリスクを特定する。 - 規則回避や不適合製品の混入リスクを考慮し、第三者認証や専門家の意見を踏まえた適合性評価を行う。
リスク低減
- 事業者は、追加情報の要求や独自調査を含むリスク低減措置を実施し、規制遵守を支援する必要がある。 - リスク管理のため、標準的な管理手法やコンプライアンス体制を整備し、中小企業以外は担当者を任命する。

⁵⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R1115>

⁵⁵ https://environment.ec.europa.eu/news/eu-deforestation-regulation-information-system-launches-2024-12-06_en

- 内部方針の有効性を確認するため、中小企業以外の事業者は独立監査機能を導入する。

デューデリジェンス宣言⁵⁶

- 事業者名、住所、事業者識別（EORI）番号（対象製品が EU 域内で流通する場合）
- 対象製品の HS コード、製品名称や数量などの製品に関する説明（自由記述）
- 対象製品が生産されたすべての土地の地理的位置および生産国
- 牛が含まれている、または牛を使用して製造された関連商品、および関連商品で飼育された関連商品については、地理的位置は牛が飼育されていたすべての施設を指す。
- デューデリジェンス宣言の参照番号
- 対象製品が森林減少に加担していないという宣誓文“By submitting this due diligence statement the operator confirms that due diligence in accordance with Regulation (EU) 2023/1115 was carried out and that no or only a negligible risk was found that the relevant products do not comply with Article 3, point (a) or (b), of that Regulation.”
- 署名

一部第三国では、関連商品が森林破壊に関与していないことを十分に証明し、検証可能な情報をデューデリジェンス宣言に記載することを推奨している⁵⁷。

5 結びに代えて⁵⁸⁵⁹

EU が進める企業による持続可能性に関わる更なる情報開示は、EU 域外企業にも ESG 分野での企業活動の積極的取り組みを求めるものである。特に、農業や食品業界では、以下の分野で持続可能な経営戦略の策定と実施が求められている。

- 気候変動への対応
- 人権の尊重
- 自然環境・生物多様性の保全
- 消費者の健康

気候変動への対策としては、温室効果ガス（GHG）排出量の削減目標の設定や再生可能エネルギーの活用拡大が推奨される。人権については、人権方針の策定とその実施が重要である。

事業者は、自社の経済活動が EU タクソノミーの基準に適合しているかを評価し、その結果を適切に開示する体制を整えなければならない。また、CSRD（企業サステナビリティ報告指令）に基づき、気候リスクや社会的影響に関するデータを収集し、報告する仕組みを構築する必要がある。さらに、CSDDD（企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令）に対応するため、サプライチェーン全体での人権や環境リスクの評価と管理を強化し、倫理的なビジネス慣行を確保することが求められる。これらの対応は、単なる規制順守にとどまらず、企業の持続可能性と信頼性を向上させる上で欠かせない取り組みである。

⁵⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R1115>

⁵⁷ <https://www.mpi.govt.nz/export/export-requirements/exporting-products-affected-by-the-european-union-deforestation-regulation-eudr/due-diligence-statement-requirements-of-the-european-union-deforestation-regulation/>

⁵⁸ <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fund/attach/pdf/esgitakuR4-2.pdf>

⁵⁹ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fund/attach/pdf/esg_zinken_sagyoubukai-36.pdf

しかしながら、昨年 12 月に発足した新欧州委員会による競争力強化政策推進の動きが本格化する中、こうした企業に対するさらなる情報開示要件強化によって、多くの事業者には報告書作成などへの規制化対応で新たな負担を生むのは EU の競争力強化政策に逆行するという懸念が高まっている⁶⁰。これを受け、2025 年 2 月 26 日、欧州委員会はオムニバス改正案（規制簡素化パッケージ）を発表し、タクソミー、CSRD、CSDDD の適用対象等を巡る改正案を以下の通りとした⁶¹。今回の改正案は、上記 3 つの EU 法の間で整合性や調和を持たせることで、事業者に対する負担削減を目指したものである。同案は、EU 理事会と欧州議会による審議を経て両機関が正式採択すれば発効となる。なお、欧州議会と EU 理事会に関しては、現在見解を作成中である。同案は、早くても 2025 年末の採択が予想されている^{62 63}。

同改正案に対する利害関係者の主な見解は以下の通り⁶⁴。改正案を懸念する声も少なからずみられるが、規制負担の軽減による企業の競争力強化を望む声が優勢な状況となっていることは否定できない。特に、加盟国によるオムニバス提案への政治的なコミットメントは強まっている。3 月 21 日に開催された欧州理事会では、各国首脳は、規制強化の進行を止める「stop-the-clock」提案を 2025 年 6 月までに採択することや、産業の脱炭素化や安全保障に関するものを含め、さらなる簡素化パッケージを提示することなどを欧州委員会に求めた。同理事会では、フランス、スウェーデン、ドイツ、イタリア、デンマーク、ルクセンブルクは、オムニバス改正案に強い支持を表明する一方、ハンガリー、イタリア、ギリシャ、ルーマニアなどは改正案において中小企業に配慮する旨の具体的な言及を求めた。

こうした状況を踏まえると欧州委員会のオムニバス改正案の部分的な微調整はありうるものの、基本的な骨格は提案通り採択されるものとみられる。現行規制のさらなる軌道修正を図る措置や関連政策の動向を引き続き注視する必要がある。

オムニバス改正案に対する利害関係者の見解	
企業や業界団体 特に米国企業は、コンプライアンス負担の軽減を歓迎している。現行 CSDDD に関しては、米国下院金融サービス委員会のフレンチ・ヒル委員長のように、潜在的な非関税障壁と見なし、グローバル市場で米国企業が不利になる可能性があるとする向きもあった。 投資家や金融機関 今回の改正に強く反対しており、規制の不確実性が欧州グリーンディールの目標を妨げる可能性があるとして警告している。特に、戦略的および投資上の意思決定に不可欠な ESG データの減少を懸念している。 環境および気候保護団体	

⁶⁰ https://finance.ec.europa.eu/document/download/161070f0-aca7-4b44-b20a-52bd879575bc_en?filename=proposal-directive-amending-accounting-audit-csrd-csddd-directives_en.pdf

⁶¹ https://finance.ec.europa.eu/document/download/161070f0-aca7-4b44-b20a-52bd879575bc_en?filename=proposal-directive-amending-accounting-audit-csrd-csddd-directives_en.pdf

⁶² <https://www.loyensoeff.com/insights/news--events/news/the-omnibus-simplification-package-the-eu-commissions-proposal-at-a-glance/>

⁶³ <https://www.sidley.com/en/insights/newsupdates/2025/02/eu-omnibus-package-key-changes-proposed-by-the-commission-on-esg-reporting-and-due-diligence#:~:text=Adoption%20can%20be%20expected%20towards,months%2C%20with%20transposition%20this%20year.>

⁶⁴ <https://www.esgdrive.com/news/eu-omnibus-trims-csrd-csddd-reporting-requirements-timelines/741161/>

改正案を EU の持続可能性への取り組みの後退と見なしている。例えば WWF は、この提案が EU 企業の持続可能性の枠組みを「破壊する」可能性があると警告し、欧州委員会に対して、既存の規制を弱めるのではなく、優先的に扱うよう促している。

規制および法律の専門家

CSRD の範囲を限定することで、入手可能な ESG データの量が大幅に減少することを懸念している。自主的な報告が推奨されているが、専門家は、義務的な開示と比べた不足分を完全に補うことはできないとみている。

以上